

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の概要

[H27. 5. 29成立]

- 海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」の設立、業務の範囲等について定める。
〔産業投資:200億円、政府保証:70億円〕

背景

- ① 我が国の経済成長のためには、ASEANなど海外で拡大する通信・放送・郵便サービスの需要を他国に先駆けて取り込むことが必要。（相手国内のインフラを整備し、その運営及び維持管理を行うことにより、併せてICTサービスや放送コンテンツ等の提供を「パッケージ」で展開することが有効。）
- ② また、地上デジタルテレビ放送（地デジ）日本方式の海外展開で培った人脈等を我が国のICT分野全体の市場拡大につなげることが可能。
- ③ 海外における通信・放送・郵便事業は、規制分野であるが故の政治リスクやそれに伴う需要リスクの影響が大きいことから、長期リスクマネーの供給によるサポートが有効。

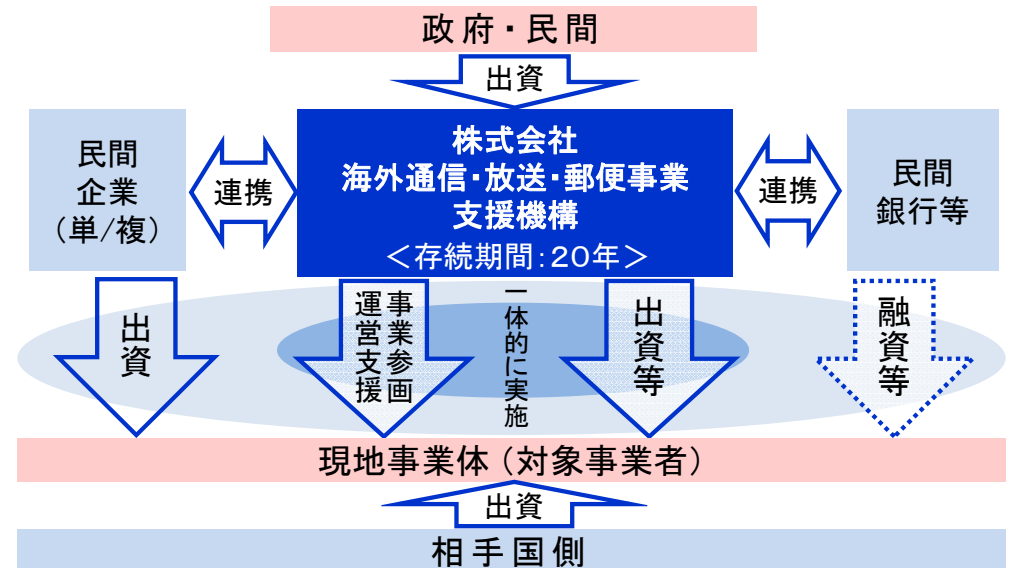
施策概要

日本企業が、海外に現地法人を設立するなどして行う通信・放送・郵便事業等に対し、出資等を通じて支援を行う。

<想定されるプロジェクト>

- 通信事業者やケーブルテレビ事業者が使用する光ファイバ網の整備・運営及びこれと一体的に行う放送コンテンツの提供
- 衛星を活用した地デジ中継網の整備・運営 等

法律の概要



○ 機構の設立

- ・ 機構は、総務大臣の認可により設立。
- ・ 政府は、常時、機構の株式総数の1/2以上を保有。

○ 機構の主な業務

- ・ 海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して、以下の支援を行う。
 - － 出資（民間との共同出資）
 - － 事業参画・運営支援（相手国政府との交渉、通信・放送・郵便分野の専門家派遣等）

○ 機構の管理

- ・ 株式会社として、会社法の定める企業統治制度を適用。
- ・ 総務大臣による監督（※）を実施。
（※ 支援基準の策定、支援決定の認可、監督命令等）